

流域別下水道整備総合計画調査指針の改定に向けて



下水道研究部 下水処理研究室 主任研究官 小越 眞佐司

1. はじめに

流域別下水道整備総合計画（流総計画）は、高度経済成長下で著しく悪化した水域環境を改善するために設定されることとなった水質環境基準に対し、これに達せしめるために定めることが、昭和45年に下水道法に盛り込まれた下水道事業の基本計画である。

本計画に記載されるべき事項に関しては科学的な裏付けが必要であり、そのため、作業が一定の技術的水準の下で行われるように指針が策定されている。現行の指針は平成11年に改定されたが、その後下水道法の重要な改正や計画の前提となる社会的条件に重大な変化（人口減少社会への移行が明らかになった）が生じたため、今回抜本的改定が行われることとなった。

2. 指針改定のポイント

今回の改定では、従来の改定と同様に法制度面の変更に対応するほか、次の1)～4)に示すような社会情勢の変化に対応するための変更が加えられることになった。

- 1) 下水道整備率が上昇して接続可能人口が平成18年度に総人口の70%を超え、多くの国民が下水道を使用して快適な生活をおくることができる状態になった。
- 2) これに伴い、河川における水質環境基準点は平成18年度で90%以上がBODの基準値を満足しており、河川水質改善のための下水道整備は満足すべき水準に達した。
- 3) 他方、人口集中地域に接する東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などの閉鎖的な海域や、周辺人口が増加した琵琶湖、霞ヶ浦などの湖沼においては、水質環境基準達成率は55-60%程度と横ばい状態であり汚濁の改善は進まなかった。
- 4) 我が国は人口減少社会に転じるなど社会の質的

変化が明らかになった。そのため人口増加社会を前提とした従来の整備中心の基本計画から脱却し、既存のストックを活かして社会の要求に柔軟に対応できる計画であることが必要になった。

下水処理研究室では、効率的な汚濁負荷削減のための流域管理の枠組みに関する調査の一環として、今回の指針改定に関する基本方針策定段階から主体的に関わり、閉鎖性水域の水質改善のための負荷削減に関する諸外国の制度、支援的手法の検討等の成果に基づき、下水道の整備が一定の水準に達し、成熟した社会における流総計画の指針の改定に関する基本方針について、以下のとおりとりまとめた。

- a) 閉鎖性水域の流域における環境基準達成に必要な下水道の役割は依然として高く、優先的に事業を進めるべきであること。
- b) 上記目的を達成するための方策の一つとして、2以上の都府県にわたる広域の排出枠取引についても導入を進めるべきであること。
- c) 社会情勢の変化に応じた柔軟な対応を行うためには人口等フレームの動向を常時監視し目標との乖離が予想された場合は計画見直し等の措置が迅速に行われるよう制度上の工夫が必要であること。

3. おわりに

現在、上記の考え方を参考として、指針改定に向けての基本方針を国土交通省下水道部と検討しているところであり、その結果に基づいて指針改定の実務が行われることとなる。平成20年度に成案を見ることとなる新たな流総計画の指針は、下水道整備促進による河川水質改善が主要な課題であった流総計画から、成熟社会における下水道資産の有効活用を基本として、閉鎖性水域の環境改善を主要な課題とする指針となる予定である。